

健医安第 1774 号
令和 3 年 2 月 10 日

施設管理者 様

横浜市健康福祉局長 田中 博章

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う
医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱い
について

春寒の候 ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃から本市の保健医療行政の推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記について令和 3 年 2 月 8 日付で厚生労働省医政局長から通知がありましたので、お知らせいたします。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の改正に伴い、令和 3 年 2 月 13 日から新型コロナウイルス感染症は、感染症法第 6 条第 8 項の指定感染症から同第 7 項の新型インフルエンザ等感染症に変更されますが、一般の感染拡大状況に鑑み、引き続き従来どおり、やむを得ない場合には、一定の措置を行ったうえで、医療機関内の施設において消毒を行わずに外部委託できることが示されました。

なお、この取扱いは、新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等を踏まえた暫定的な取扱いであることに御留意ください。

健康安全部医療安全課
電話 045-671-3656
FAX 045-663-7327

医政発 0208 第 5 号
令和 3 年 2 月 8 日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う
医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて

感染の危険のある寝具類の洗濯については、「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について」（平成 5 年 2 月 15 日付け健政発第 98 号厚生省健康政策局長通知。以下「局長通知」という。）により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 11 年法律第 104 号。以下「感染症法」という。）第 6 条第 2 項から第 5 項まで又は第 7 項に規定する感染症の病原体により汚染されている寝具類は、医療機関内の施設において消毒を行わなければ、外部委託できないこととしています。

また、感染症法第 6 条第 2 項から第 5 項まで又は第 7 項に規定する感染症の病原体により汚染されている寝具類以外の感染の危険のある寝具類の洗濯については、「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年 2 月 15 日付け指第 14 号厚生省健康政策局指導課長通知。以下「課長通知」という。）により、やむを得ない場合には、一定の措置を行った上で、医療機関内の施設において消毒を行わずに外部委託できることとしています。新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の洗濯については、新型コロナウイルス感染症は感染症法第 6 条第 8 項の指定感染症に該当することから、その取扱いについて、「医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて」（令和 2 年 4 月 24 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡。以下「事務連絡」という。）により示しているところです。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号。以下「改正法」という。）が令和 3 年 2 月 3 日に公布され、令和 3 年 2 月 13 日に施行されること、改正法により感染症法の一部が改正され、改正法の施行日より、新型コロナウイルス感染症は感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症に位置付けられることとなります。

局長通知により、感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症の病原体

により汚染されている寝具類は、医療機関内の施設において消毒を行わなければ、外部委託できないこととされていますが、今般の新型コロナウイルス感染症患者の発生状況や、医療機関において消毒作業に係る負担が増大していることを踏まえ、改正法の施行後においても医療提供体制の確保を図るため、医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて、下記のとおり整理しましたので、管下医療機関に対し周知をお願いします。

なお、本事務連絡の内容は、一般社団法人日本病院寝具協会と協議済みであることを申し添えます。

記

- 1 新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類については、局長通知の第三の８（１）イ①の記載に関わらず、その洗濯を外部委託できるものとして、課長通知の第八の３（２）により取り扱って差し支えないこと。
- 2 新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の詳細な取扱いについては、事務連絡を参照すること。
- 3 この取扱いは、新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等を踏まえた暫定的な取扱いであり、平時における取扱いに及ぶものではないこと。

(参考)

○医療法の一部を改正する法律の一部の施行について(平成5年2月15日付け健政発第98号厚生省健康政策局長通知)

第三 業務委託に関する事項

8 患者等の寝具類の洗濯の業務(新省令第九条の十四関係)

(1) 業務の範囲等に関する事項

イ 委託できる寝具類の範囲

病院が洗濯を委託することができる寝具類は、次に掲げるもの以外のものとする。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)であって、病院において、同法第二十九条の規定に基づいて定められた方法による消毒が行われていないもの。
- ② 診療用放射性同位元素により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)

○病院、診療所等の業務委託について(平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知)

第八 患者等の寝具類の洗濯の業務について(令第四条の七第七号第六号関係)

3 感染の危険のある寝具類の取扱い

- (2) 感染の危険のある寝具類については、その洗濯を外部委託することができるものであっても、やむを得ない場合を除き、これに係る消毒は病院内の施設で行うこと(例外的に消毒前の寝具類の洗濯を外部委託する場合には、感染の危険のある旨を表示した上で、密閉した容器に収めて持ち出すなど他へ感染するおそれのないよう取り扱うこと。)

事務連絡
令和2年4月24日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて

医療機関が、新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の洗濯を外部委託するに当たっては、「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）により、やむを得ない場合を除き、医療機関内の施設で消毒を行うこととしています。

今般の新型コロナウイルス感染症患者の発生状況や、医療機関において消毒作業に係る負担が増大していることを踏まえ、医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて、下記のとおり整理しましたので、管下医療機関に対し周知をお願いします。

なお、本事務連絡の内容は、一般社団法人日本病院寝具協会と協議済みであることを申し添えます。

記

- 1 新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の洗濯を外部委託するに当たっては、やむを得ない場合を除き、医療機関内の施設で消毒を行うこと。
具体的な消毒方法については、「病院、診療所等の業務委託について」の別添2「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類に関する消毒方法」を参照すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症患者が多数入院し、消毒作業に過大な負担が掛かり、医療提供に支障を生じる場合や、医療機関の職員が新型コロナウイルスに感染したことにより、消毒作業を行う人員の確保が困難である場合等においては、「病院、診療所等の業務委託について」のやむを得ない場合に該当するものとして、医療機関内の施設において消毒を行

わずに、新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の洗濯を外部委託して差し支えない。

- 3 2により、医療機関内の施設において消毒を行わずに、新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の洗濯を外部委託する場合には、感染の危険のある旨を表示した上で、密閉した容器に収めて持ち出すなど他へ感染するおそれのないよう取り扱うこと。

具体的な取扱方法は、一般社団法人日本病院寝具協会の「新型コロナウイルスに感染の危険のある寝具類の処理方法について」（別紙1）の【2】を参照すること。なお、この取扱いに関しては、新型コロナウイルス感染症患者の発生状況等を踏まえた暫定的な取扱いであり、平時における取扱いに及ぶものではないことを申し添える。

令和2年4月23日
一般社団法人日本病院寝具協会

新型コロナウイルスに感染の危険のある寝具類の処理方法について (お客様へのお願い)

【1】病院内での消毒(以下「一次消毒」という。)のお願い

以下のいずれかの方法により病院内での消毒をお願いします。

・平成5年2月15日指第14号 厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について(抄)」の別添2及び一般社団法人日本病院寝具協会発行「寝具類の消毒に関するガイドライン(第7版)」のそれぞれの一部を準用して行う消毒方法による。

A:熱水消毒(80° C・10分)

B:0.05%(500ppm)～0.1%(1,000ppm)の次亜塩素酸Na溶液に30分間浸漬後、洗濯。
(浸漬後の洗濯は次亜臭がなくなる程度に洗い流していただければ結構です。)

* <上記Bの溶液濃度の参考例>

例えば、市販の6%の塩素系漂白剤(ハイター・ブリーチ等)を利用する場合、20の水に対して20cc(ペットボトルキャップ4杯程度)で、0.06%(600ppm)になります。(なお、この溶液に30分間浸漬後、洗濯も可)

(注1) 病院内で上記のA又はBの一次消毒を実施するために病室から運び出す場合の注意として、ビニール袋で二重に密閉して外側を0.05%(500ppm)の次亜塩素酸Naで清拭又は含有率70%以上のエタノールで清拭してください。

(注2) 病院内で消毒済みの寝具類については、上記の(注1)とは別のビニール袋に入れ、袋内の空気をなるべく抜き二重に密閉、外側を0.05%(500ppm)次亜塩素酸Naで清拭又は含有率70%以上のエタノールで清拭して、「消毒済み」「病院名」「新型コロナウイルス」と明記の上、洗濯委託業者に引き渡してください。

【2】上記【1】の代替案

本来は、上記のA又はBの処理が病院内で行われることが大原則ですが、設備的な理由や人員確保の面などで困難な場合は、以下の方法も参考にしてください。

C:寝具類を水溶性バッグ(PVAフィルム等)に入れ、しっかりと口を締め、更にそれをビニール袋に入れて、二重に密閉した状態で外側を0.05%(500ppm)の次亜塩素酸Naで清拭又は含有率70%以上のエタノールで清拭して下さい。

D:寝具類に含有率70%以上のエタノールを、近距離でまんべんなく吹き付けした上で、ビニール袋で二重に密閉し、外側を0.05%(500ppm)の次亜塩素酸Naで清拭又は含有率70%以上のエタノールで清拭して下さい。

E:寝具類をビニール袋で二重に密閉し、感染の危険のある旨を表示の上、外側を0.05%(500ppm)の次亜塩素酸Naで清拭又は含有率70%以上のエタノールで清拭してください。

ただし、病院内の設備的な理由や人員確保の問題などで、どうしても上記A～Dの処理を病院内で行うことができない場合に限り、病院様と会員さんとの間で十分に話し合っただ方合意の下、今回の新型コロナウイルスの取扱いに限っての覚書等を取り交わすなどにより対応するようお願いいたします。

また、この処理に当たっては、特に病院様には会員さんの配送や洗濯工場に従事する方々の安全面の確保にご理解をいただくようお願いいたします。

F:病院内でA～Eの処理も困難な場合は、廃棄物として適切に処理し洗濯委託業者にその内容、廃棄した寝具類の品名や数量を報告してください。

(注1) C～Eの方法による場合は、「未消毒」「病院名」「新型コロナウイルス」を明記の上、洗濯委託業者に引き渡してください。

洗濯工場における留意事項

受託者の従業員については、マスク、手袋、ゴーグル、予防衣(又は前掛け等)等の個人防護具を必ず着用してください。

○医療法の一部を改正する法律の一部の施行について(平成5年2月15日健政発第98号厚生省健康政策局長通知)

第三 業務委託に関する事項

8 患者等の寝具類の洗濯の業務(新省令第九条の十四関係)

(1) 業務の範囲等に関する事項

イ 委託できる寝具類の範囲

病院が洗濯を委託することができる寝具類は、次に掲げるもの以外のものとする。

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)であって、病院において、同法第二十九条の規定に基づいて定められた方法による消毒が行われていないもの。
- ② 診療用放射性同位元素により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)

○病院、診療所等の業務委託について(平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知)

第八 患者等の寝具類の洗濯の業務について(令第四条の七第七号第六号関係)

3 感染の危険のある寝具類の取扱い

(2) 感染の危険のある寝具類については、その洗濯を外部委託することができるものであっても、やむを得ない場合を除き、これに係る消毒は病院内の施設で行うこと(例外的に消毒前の寝具類の洗濯を外部委託する場合には、感染の危険のある旨を表示した上で、密閉した容器に収めて持ち出すなど他へ感染するおそれのないよう取り扱うこと。)

(別添1) 病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準

第二 管理

3 寝具類の管理及び処理

(2) 寝具類は、病院において消毒されたものを除き、以下の方法により適切に消毒を行うこと。

- ① 感染の危険のある寝具類については、(1)による選別後速やかに他の物と区分の上、本通知別添2の消毒方法により消毒を行うこと。

(別添2)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項から第五項まで又は第七項に規定する感染症の病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝具類に関する消毒方法

◎ 次に示す方法のうち、各寝具類の汚染状況及び材質等からみて適切な消毒効果のあるものを選択して用いること。

1 理学的方法

(1) 蒸気による消毒

蒸気滅菌器等を使用し、 100°C 以上の湿熱に一〇分間以上作用させること。

ただし、肝炎ウイルス及び有芽胞菌(破傷風菌、ガス壊疽菌等)により汚染されているもの(汚染されているおそれのあるものを含む。)については、 120°C 以上の湿熱に二〇分間以上作用させること。

(注) 1 温度計により器内の温度を確認すること。

2 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物が湿熱に十分触れないことがあるので留意すること。

(2) 熱湯による消毒

80°C 以上の熱湯に一〇分間以上浸すこと。

(注) 1 温度計により温度を確認すること。

2 熱湯に大量の洗濯物を浸す場合は、湯の温度が低下することがあるので留意すること。

2 化学的方法

(1) 塩素剤による消毒

さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素二五〇ppm 以上の水溶液中に、 30°C で五分間以上浸すこと(この場合、終末遊離塩素が一〇〇ppm を下らないこと。)

(注) 汚れの程度の著しい洗濯物の場合は、終末遊離塩素濃度が極端に低下することがあるので留意すること。

(2) 界面活性剤による消毒

逆性石けん液、両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し、その適正希釈水溶液中に 30°C 以上で三〇分間以上浸すこと。

(注) 洗濯したものを消毒する場合は、十分すすぎを行ってからでないと消毒効果がないことがあるので留意すること。

(3) クロールヘキシジンによる消毒

クロールヘキシジンの適正希釈水溶液中に 30°C 以上で三〇分間以上浸すこと。

(注) 塩素剤とクロールヘキシジンを併用すると、褐染することがあるので留意すること。

(4) ガスによる消毒

① ホルムアルデヒドガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置に容積一立方メートルにつきホルムアルデヒド六 g 以上及び水四〇g 以上を同時に蒸発させ、密閉したまま六〇℃以上で七時間以上触れさせること。

② エチレンオキシドガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置にエチレンオキシドガスと不活化ガス(炭酸ガス、フロンガス等)を混合したものを注入し、大気圧下で五〇℃以上で四時間以上作用させるか、又は 1kg/cm² まで加圧し五〇℃以上で一時間三〇分以上作用させること。

③ オゾンガスによる消毒

あらかじめ真空にした装置にオゾンガスを注入し、GT 値六〇〇〇ppm・min 以上作用させること。

また、「感染の危険のある寝具類におけるオゾンガス消毒について」(平成十九年三月三十日付医政経発第〇三三〇〇〇二号厚生労働省医政局経済課長通知)を遵守すること。

(注) 1 ガスによる消毒を行う場合には、ガスが寝具類に残留したり、作業所内の空気を汚染することがないように換気に細心の注意を払うとともに、引火性があるので火気に注意すること。

2 大量の洗濯物を同時に消毒する場合は、すべての洗濯物がガスに十分触れないことがあるので注意すること。